

## 編集後記

「意匠」とは、本来、絵を描き、詩を作るなどに、心に工夫を凝らしてする「こころだくみ」を意味したものである、とされる。

2008年（平成20年）4月発行の「意匠をめぐる120話」（特許庁意匠課編）の第1話に、「新編大言海」を引用しつつ、意匠の語源についてそのように解説されている。加えて同話には、1889年（明治22年）2月1日に施行された「意匠条例」が英国法をモデルにした事情から、英語の「design（デザイン）」を訳出する必要が生じ、その訳として「意匠」をあてたことも紹介されている。

言葉というものは不思議なもので、時代の流れや社会環境の変化とともにその意味合いが変わったり、その言葉を使う人の思いや文脈によってニュアンスが変わったりする。筆者にとって、「デザイン」という言葉の持つ意味やニュアンスは、ここ数年で大きく変化することになった。単に主観的なものなのかの考察は必要であるが、読者の中にも共感を覚える方は結構いらっしゃるのではないかと思う。

そのきっかけとなったのは、「デザイン経営」宣言。2018年（平成30年）5月、経済産業省・特許庁が公表した、「産業競争力とデザインを考える研究会」による議論の結果をまとめた報告書であるが、デザイン経営について以下のような記述がある。

—— デザインは、企業が大切にしている価値、それを実現しようとする意思を表現する営みである。

—— デザインは、イノベーションを実現する力になる。なぜか。デザインは、人々が気づかないニーズを掘り起こし、事業にしていく営みでもあるからだ。

この報告書を初めて読んだとき、実に新鮮な感覚を覚えた。今となっては当たり前に思えるが、デザインの対象はモノだけではなく、あらゆるコトにも及び、企業経営にまで及ぶというのである。

ちなみに、Wikipedia（2020.2.13アクセス）を参照すると、デザインの語源について、「デザインの語源はデッサン（dessin）と同じく、“計画を記号に表す”という意味のラテン語 designare である。また、デザインとは具体的な問題を解き明かすために思考・概念の組み立てを行い、それを様々な媒体に応じて表現することと解される。日本では図案・意匠などと訳されて、単に表面を飾り立てることによって美しくみせる装飾（デコレ

ーション）と解されるような社会的風潮もあったが、最近では語源の意味が広く理解・認識されつつある。」とされている。「社会的風潮」という表現に若干の違和感を覚えるが、筆者もかかる社会的風潮に囚われていたように思う。

一方、「意匠」という言葉については、現行の意匠法第2条第1項において「物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの」と定義されていることもあってか、「意匠する」と動詞に直してみても、モノ（物品）を対象としているイメージが付きまとう。しかしながら、冒頭で述べたとおり、「意匠」とは、本来、心に工夫を凝らしてする「こころだくみ」を意味するのであるから、モノに限らずコトも対象にしえるのであり、「デザイン」の本来の意味と極めて近い言葉なのである。改めて訳語としての適切さに感心させられる。

さて、令和元年改正意匠法である。もしかすると、この改正をきっかけに「意匠」という言葉の意味やニュアンスが変わるかも知れない、それだけのインパクトのある大改正と考えている。

本改正では、意匠の定義（第2条第1項）が変更され保護対象が拡大される他、関連意匠制度の見直しや意匠権の存続期間の変更等を含む包括的かつ抜本的な改正内容となっている。

本号では、同改正法の施行（本年4月1日）を直前に控えて、（一社）日本デザイン保護協会 専務理事・事務局長の本多誠一氏に「デザイン保護の新たなスタートに寄せて」と題した巻頭言をお寄せいただき、渡邊知子国際特許事務所の渡邊知子氏には、同改正法の改正内容を解説していただいた。

長きにわたってデザイン行政に携わってこられた方々による、深い知見に基づいた解説や考察は、本改正にかかる趣旨や内容の理解を深める上でとても参考になる。

2018年の我が国における特許出願件数は、313,567件、意匠登録出願件数は、31,406件である。何れも過去10年間ではほぼ横ばいであるが、そのピークは、特許出願439,175件（2001年）、意匠登録出願40,756件（2004年）であり、いずれもピーク時から2割以上の減少が見られる。企業をとりまく経済的な要因や海外出願へのシフト等により、内国出願が厳選される傾向にあることは承知しているが、米国（USPTO）、欧州（EPO、EUIPO）、中国（CNIPO）、韓国（KIPO）といった他の五庁メンバーにおいて、特許・意匠とも出願件数が今なお増加傾向であることを考えると寂

しく感じられる。

思うに、イノベーションにおいて、発明は社会を変えるための原材料であり、デザインは変化を促進する触媒のようなものではないか。どちらが不足しても変化のための化学反応は活性化しない。

本改正が我が国におけるデザインの創作活動を刺激し、意匠登録出願の増加に繋がるとともに、デザイン発の技術開発を誘導し、特許出願にも好影響を与えることを期待したい。そして、本改正の目的の一つであるイノベーションの推進が実現されることを願ってやまない。(T.N.)

**特許研究 PATENT STUDIES No. 69 (March 2020) ©**

令和2年3月31日発行

編集・発行 独立行政法人工業所有権情報・研修館 特許研究室

〒105-6008

東京都港区虎ノ門 4-3-1 城山トラストタワー8階

電話：03-3581-5092 FAX：03-5843-7693

HP (<http://www.inpit.go.jp/index.html>)



印刷所 株式会社 まこと印刷

※落丁・乱丁本はお取り替え致します。